

○宮崎大学産学官連携リスクマネジメント室設置要項

〔平成30年3月22日
制 定〕

(設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に、宮崎大学産学官連携リスクマネジメント室（以下「リスクマネジメント室」という。）を置く。

(目的)

第2条 リスクマネジメント室は、本学の産学官連携活動に伴って生じるリスク（秘密情報管理、安全保障輸出管理、利益相反マネジメントなど）を総合的にマネジメントし、本学のインテグリティを維持・確立し、研究者の名誉・信頼を組織的に守ることで、産学官連携活動を加速することを目的とする。

(業務)

第3条 リスクマネジメント室は、産学官連携リスクマネジメントに関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な企画に関すること。
- (2) 総合的な情報管理に関すること。
- (3) 総合的な相談窓口に関すること。
- (4) 普及啓発及び人材育成に関すること。
- (5) その他産学官連携リスクマネジメント室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 リスクマネジメント室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

(室長)

第5条 リスクマネジメント室に室長を置き、副学長（研究・企画担当）をもって充てる。
2 室長はリスクマネジメント室の業務を総括する。

(副室長)

第6条 リスクマネジメント室に副室長を置き、産学・地域連携センター長及び国際連携センター長をもって充てる。
2 副室長は、室長を補佐し、リスクマネジメント室の業務を掌理する。

(室員)

第7条 リスクマネジメント室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 研究国際部長
(2) 産学・地域連携センター知的財産部門長
(3) 国際連携センター専任教員 1人
(4) その他室長が必要と認める者 若干人
2 室員は、リスクマネジメント室の業務を処理する。

(事務)

第8条 リスクマネジメント室の事務は、関係部局等の協力を得て、研究国際部の各課が連携して処理する。

(業務支援)

第9条 リスクマネジメント室の業務は、必要に応じて、産学・地域連携センター知的財産部門の支援を受ける。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、リスクマネジメント室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年3月22日から施行する。